札幌市告示第3969号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和元年７月29日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局

〒　060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係（電話011-211-2152）

２　入札に付する事項

(1)　役務の名称

ア　消防学校清掃業務

イ　苗穂駅自由通路清掃業務

ウ　東保健センター庁舎清掃業務

エ　南保健センター庁舎清掃業務

オ　旧豊水小学校複合施設清掃業務

カ　白石区土木センター庁舎清掃業務

キ　厚別区土木センター庁舎清掃業務

ク　豊平区土木センター庁舎清掃業務

ケ　清田区土木センター庁舎清掃業務

コ　手稲区土木センター庁舎清掃業務

サ　衛生研究所清掃業務

シ　中央清掃事務所清掃業務

ス　北清掃事務所清掃業務

セ　東清掃事務所清掃業務

ソ　豊平・南清掃事務所清掃業務

タ　西清掃事務所清掃業務

チ　西部下水管理センター庁舎清掃業務

ツ　消防局庁舎清掃（２）業務

テ　大通・西まちづくりセンター、地区会館、二条はるにれ児童会館清掃業務

ト　桑園まちづくりセンター・地区会館・児童会館清掃業務

ナ　太平百合が原まちづくりセンター、地区会館、児童会館清掃業務

(2)　調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3)　履行期間

令和元年10月１日から令和４年９月30日まで（36か月）

ただし、本調達は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4)　履行場所

入札説明書による。

(5)　入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月

額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が建物清掃業に登録されており、かつ、上記２(1)に掲げる案件ごと、それぞれ次の等級区分に該当する者であること。

【等級区分】

アからウ：Ａ又はＢ

エからコ：等級問わず

サからナ：Ｂ又はＣ

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5)　入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア　資本関係

（ア）　親会社と子会社の関係にある場合

（イ）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

（ア）　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第１項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の２第１項第１号に基づく建築物清掃業又は同第８号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

(8)　平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(9)　上記２(1)に掲げる案件ごと、仕様書に掲げる総延床面積以上の施設における建物清掃業務の履行実績（ただし、臨時的業務を除く。）を有すること。

(10)　本告示に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(11)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(10)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

4　入札書の提出場所等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記１に同じ

(2)　入札の日時及び場所

上記２(1)に掲げる案件ごと、それぞれ次のとおりとする。

ア　令和元年８月 21 日（水）　10 時 00 分
イ　令和元年８月 21 日（水）　10 時 30 分
ウ　令和元年８月 21 日（水）　11 時 00 分
エ　令和元年８月 21 日（水）　14 時 00 分
オ　令和元年８月 21 日（水）　14 時 30 分
カ　令和元年８月 21 日（水）　15 時 00 分
キ　令和元年８月 21 日（水）　15 時 30 分
ク　令和元年８月 22 日（木）　10 時 00 分
ケ　令和元年８月 22 日（木）　10 時 30 分
コ　令和元年８月 22 日（木）　11 時 00 分
サ　令和元年８月 22 日（木）　14 時 00 分
シ　令和元年８月 22 日（木）　14 時 30 分
ス　令和元年８月 22 日（木）　15 時 00 分
セ　令和元年８月 22 日（木）　15 時 30 分
ソ　令和元年８月 23 日（金）　10 時 00 分
タ　令和元年８月 23 日（金）　10 時 30 分
チ　令和元年８月 23 日（金）　11 時 00 分
ツ　令和元年８月 23 日（金）　14 時 00 分
テ　令和元年８月 23 日（金）　14 時 30 分
ト　令和元年８月 23 日（金）　15 時 00 分
ナ　令和元年８月 23 日（金）　15 時 30 分

場所はいずれも札幌市役所本庁舎地下１階１号会議室（札幌市中央区北１条西２丁目）とする。

(3)　開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4)　入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

５　入札手続等

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3)　入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4)　契約書作成の要否　　要

(5)　最低制限価格の設定　　有

(6)　落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補

者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7)　詳細は入札説明書による。

入　札　説　明　書

令和元年札幌市告示第3969号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日

令和元年７月29日

２　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係　電話 011-211-2152

３　入札に付する事項

(1)　役務の名称

ア　消防学校清掃業務
イ　苗穂駅自由通路清掃業務
ウ　東保健センター庁舎清掃業務
エ　南保健センター庁舎清掃業務
オ　旧豊水小学校複合施設清掃業務
カ　白石区土木センター庁舎清掃業務
キ　厚別区土木センター庁舎清掃業務
ク　豊平区土木センター庁舎清掃業務
ケ　清田区土木センター庁舎清掃業務
コ　手稲区土木センター庁舎清掃業務
サ　衛生研究所清掃業務
シ　中央清掃事務所清掃業務
ス　北清掃事務所清掃業務
セ　東清掃事務所清掃業務
ソ　豊平・南清掃事務所清掃業務
タ　西清掃事務所清掃業務
チ　西部下水管理センター庁舎清掃業務
ツ　消防局庁舎清掃（２）業務
テ　大通・西まちづくりセンター、地区会館、二条はるにれ児童会館清掃業務
ト　桑園まちづくりセンター・地区会館・児童会館清掃業務
ナ　太平百合が原まちづくりセンター、地区会館、児童会館清掃業務

(2)　調達案件の仕様等

仕様書による。

(3)　履行期間

令和元年10月１日から令和４年９月30日まで（36か月）

ただし、本調達は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4)　履行場所

仕様書による。

(5)　入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が建物清掃業に登録されており、かつ、上記３(1)に掲げる案件ごと、それぞれ次の等級区分に該当する者であること。

【等級区分】

アからウ：Ａ又はＢ

エからコ：等級問わず

サからナ：Ｂ又はＣ

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5)　入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（別記１「事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限」参照）

ア　資本関係

（ア）　親会社と子会社の関係にある場合

（イ）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

（ア）　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第１項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の２第１項第１号に基づく建築物清掃業又は同第８号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

(8)　平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(9)　上記３(1)に掲げる案件ごと、仕様書に掲げる総延床面積以上の施設における建物清掃業務の履行実績（ただし、臨時的業務を除く。）を有すること。

(10) 本告示に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(11) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(10)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

5　入札書の提出方法等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記２に同じ。

(2)　入札の日時及び場所

上記３(1)に掲げる案件ごと、それぞれ次のとおりとする。

ア　令和元年８月 21 日（水）　10 時 00 分
イ　令和元年８月 21 日（水）　10 時 30 分
ウ　令和元年８月 21 日（水）　11 時 00 分
エ　令和元年８月 21 日（水）　14 時 00 分
オ　令和元年８月 21 日（水）　14 時 30 分
カ　令和元年８月 21 日（水）　15 時 00 分
キ　令和元年８月 21 日（水）　15 時 30 分
ク　令和元年８月 22 日（木）　10 時 00 分
ケ　令和元年８月 22 日（木）　10 時 30 分
コ　令和元年８月 22 日（木）　11 時 00 分
サ　令和元年８月 22 日（木）　14 時 00 分
シ　令和元年８月 22 日（木）　14 時 30 分
ス　令和元年８月 22 日（木）　15 時 00 分
セ　令和元年８月 22 日（木）　15 時 30 分
ソ　令和元年８月 23 日（金）　10 時 00 分
タ　令和元年８月 23 日（金）　10 時 30 分
チ　令和元年８月 23 日（金）　11 時 00 分
ツ　令和元年８月 23 日（金）　14 時 00 分
テ　令和元年８月 23 日（金）　14 時 30 分
ト　令和元年８月 23 日（金）　15 時 00 分
ナ　令和元年８月 23 日（金）　15 時 30 分

場所はいずれも札幌市役所本庁舎地下１階１号会議室（札幌市中央区北１条西２丁目）とする。

(3)　入札書の提出方法

入札書は、別紙１の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

(4)　調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、書面又は電子メールにより提出すること。なお、ＦＡＸによる提出は認めない。

ア　提出期限

令和元年８月７日（水）の17時15分まで

イ　提出場所

(ｱ) 持参又は送付の場合

上記２と同じ

(ｲ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇業務の質問について」とすること。

メールアドレス：keiyakukanri@city.sapporo.jp

ウ　回答書の閲覧

令和元年７月30日（火）から８月15日（木）の間に適宜、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、財政局ホームページに掲載する。

(5)　入札の無効

ア　本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6)　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7)　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙２）を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8)　開札

ア　開札は、入札後直ちに上記５(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙２）を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3)　最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する。（別記３「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(4)　落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記４に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（別記２「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ　入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記５(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5)　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望するものは、上記４に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類（別記２参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6)　落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7)　免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙３）を提出しなければならない。

(8)　契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその５日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9)　契約条項

別紙４のとおり

(10)　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　そ の 他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。